

種苗法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 気候変動等による農業生産への悪影響が顕在化する中、高温耐性・耐病性、多収性等の形質を有する品種を育成することが急務である一方、日本の新品種育成・品種登録件数は減少傾向。
- また、我が国の優良品種は海外でも人気。育成者権者の許諾を得ない海外流出が続いている中で、育成者権が付与される前の出願品種の流出や種苗の海外持出制限の実効性の強化といった課題も明らかになってきた。
- このため、育成者権の保護を強化して、品種育成者が適切なメリットを得られるようにすることが必要。（種苗法改正による育成者権の強化に加えて、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（新法）により高温耐性・耐病性、多収性等の形質を有する新品種育成等を推進）

法律案の概要

1 育成者権の存続期間の延長（第19条第2項）

新品種育成において高温耐性と多収性など複数の形質を付与するには高度な技術と労力を要するようになっており、また、優良品種を用いた産地形成（種苗増殖と成木化に加えて、生産技術の確立・普及）に長期間を要する実態を踏まえて、育成者権の存続期間（現行25年、永年性植物は30年）を10年延長する（UPOV条約では20年以上と規定、加盟国の最長は30年（永年性植物は35年））。

2 植物新品種の流出防止対策の強化

(1) 品種登録出願中の保護（第14条の2）

品種登録において出願から登録までには栽培試験等により数年間を要し、その出願期間中（育成者権の保護が無い期間）に種苗が海外に流出している実態を踏まえて、出願品種の種苗の輸出の差止めを行うことができることとする。

(2) 種苗の輸出目的の保管の制限（第21条第2項、第21条の2第1項）

育成者権者の許諾無しでの種苗等の海外持出しの制限（輸出先国の指定）の実効性を高めるため、種苗等の海外持出し（輸出）の前段階である海外持出し（輸出）目的での保管（例えば輸出处向けの倉庫での保管）にも育成者権の効力が及ぶこととする（育成者権の消尽の例外の追加）。

(3) 育成者権侵害に対する訴訟上の救済の強化（第34条、第35条の3）

- ① 育成者権者の損害額（許諾料相当額）の算定の際に、侵害があったことを前提として通常の許諾料相当額よりも高い額とすることができることとする。
- ② 登録品種の名称で販売された種苗について、訴訟上、実物の確認を要せずに当該名称の品種であると推定する規定を創設する（立証責任の一部を育成者権者から侵害者に転換）。

(4) 外国からの登録品種の種苗等の逆輸入の制限（第21条第2項）

育成者権者等が国外で登録品種である種苗等を譲渡した場合において、育成者権が消尽せず、当該種苗等の我が国での利用（外国からの輸入を含む。）に育成者権の効力が及ぶことを明確化する。

(5) 種苗の貸渡し（リース）に関する保護の強化（第2条第5項等）

育成者権の効力が及ぶ範囲に種苗の貸渡し（リース）を追加する。
（育成者権者が種苗の所有権を保持した上で種苗の貸渡し（リース）を行う場合に、当該リース行為及び対象の種苗に育成者権の効力が及ぶこととなり、保護を強化）

3 その他（第15条の2、第37条の2、第75条）

- ① 早期に実用化する必要性が高い出願品種について優先して品種登録出願の審査をできることとする。
- ② 特許法に倣い、紛争の解決のために裁判所が広く一般から意見を募集できる制度を創設する。
- ③ 登録品種の名称使用義務違反に係る過料を引き上げる（現行10万円を20万円に引き上げ）。

施行期日

令和8年12月1日から施行する。ただし、1及び2（4）については、公布の日から施行する。